

藤井 賢二

サンフランシスコ平和条約と竹島



ふじい・けんじ 日米安全保障戦略研究所研究員。島根県吉賀町出身。近著に「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』10巻1号)がある。

竹島が日本領である根拠の一つは、戦後日本を国際社会に復帰させたサンフランシスコ平和条約で竹島が日本に残されたことである。第2条a項で日本が独立を承認する朝鮮の島々は「済州島、巨文島及び鬱陵島」であって竹島(韓国名「独島」)は含まれない。1951年7月に韓国は竹島をここに加えるよう要求したが、8月10日に米国公文(「ラスク書簡」)で竹島は日本領であると韓国に告げてそれを拒否し、条約は9月8日に調印された。ところが韓国には、この韓国の望みに共感すること同情的だったものの、「ドク島(DOKDO)」は「我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができない」として韓国の要請に応じなかった。豪州の反応は、韓国の要求を受けて「ワシントン中のあらゆる資源に当たった」が、「ドク島」を特定できなかった米国と似ている。韓国は、ワシントンの韓国大使館経由だけでなく、韓国本国でも米国大使に竹島を要求した。その時に「ドク島(Dokdo)」という名前しか使わず、韓だけの意見であり、竹島領有権を決定するにおいていかなる効力ももたえない」が真相である。

NZ政府の文書には「この韓国の不満の示唆にもかかわらず、韓国が望んだ意味での第2条a項の修正は行われることなく、平和条約は最終的に調印された」とある。NZは、朝鮮に属する島々に竹島は含まれないことがわかっていて、竹島は日本に残されたのである。

サンフランシスコ平和条約での竹島の帰属先はあいまいで、韓国にもそれなり

韓国は米豪を説得できず

「ラスク書簡」は連合国全体の意見ではなく米国だけの意見であり、独島領有権を決定するにおいていかなる効力ももたえない(東北アジア歴史財団「日本の偽りの主張 独島10の真実」)という主張がある。

すでに竹島が日本領と確定している以上、この主張に意味はないが、ここ数年海外の公文書館を調査して見つけた資料でこの主張の誤りを再確認できた。1951年7月に韓国はオーストラリア(豪州)にも竹島を韓国領とするよう要請した。豪州政府の反応は「条約で自国の利益を守るため

の韓国政府の望みに共感すること同情的だったものの、「ドク島(DOKDO)」は「我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができない」として韓国の要請に応じなかった。豪州の反応は、韓国の要求を受けて「ワシントン中のあらゆる資源に当たった」が、「ドク島」を特定できなかった米国と似ている。韓国は、ワシントンの韓国大使館経由だけでなく、韓国本国でも米国大使に竹島を要求した。その時に「ドク島(Dokdo)」という名前しか使わず、韓

の言い分があるという誤った主張は、日本国内にもあった。この主張は、竹島も占拠するという韓国の「力による一方的な現状変更」を容認することにつながる。そして日本が今、中国の「力による一方的な現状変更」の脅威に直面していることは言うまでもない。

の韓国政府の望みに共感すること同情的だったものの、「ドク島(DOKDO)」は「我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができない」として韓国の要請に応じなかった。豪州の反応は、韓国の要求を受けて「ワシントン中のあらゆる資源に当たった」が、「ドク島」を特定できなかった米国と似ている。韓国は、ワシントンの韓国大使館経由だけでなく、韓国本国でも米国大使に竹島を要求した。その時に「ドク島(Dokdo)」という名前しか使わず、韓

意見 住 業、メ
ご意 職、メ
さだ 年、明
対す だ、明
紙面 せ、年、明
をお 寄、名、明
所 氏、名、明
電 番、号、明
話 番、号、明
一 次、ア
ル で、ド
レ ス
o
p
i
n
i
o
n
@
s
a
n
i
n
-
c
h
u
.
o
o
.
j
p

【正誤表】(竹島資料室にて追記)

左上、筆者紹介欄

【誤】日米安全保障戦略研究所研究員

【正】日本安全保障戦略研究所研究員